

重要事項説明書
(認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護)

令和 8年 6月 1日 現在

当事業所は、ご利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業所

事業所の名称	医療法人 楽山会
事業所の所在地	秋田県鹿角市十和田大湯字湯ノ岱 1 6 番地 2
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 小笠原 真澄
電話番号	0186-37-3511
FAX番号	0186-37-3483

2 利用施設

施設の名称	医療法人楽山会グループホーム温泉保養館おおゆ
施設の所在地	秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯 9 番地 3
管理者名	田村 正人
電話番号	0186-30-4605
FAX番号	0186-30-4602
介護保険事業所番号	0570909507

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的・・・比較的安定状態にある認知症の要介護者に対して、家庭的な環境の下で、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

運営の方針・・・共同生活住居において利用者の認知症の症状の進行を緩和し、利用者の心身の状況を踏まえ利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境と地域住民との交流の下で、日常生活を送ることができるように行うものとします。また利用者の家族に代わる暮らしの場と介護サービスを提供することで、利用者の家族の身体面・精神面・社会面の負担の軽減を図るものとします。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

- (具体的な方針)・・・私たちは、利用者の皆様が家庭的な環境の中で「一緒に」「楽しく」・「ゆっくり」といつまでも安心して暮らせるよう、次の方針で支援していきます。
- 一、私たちは、利用者と共に食事の準備や洗濯など家庭に近い環境で生活をし、不安を感じさせず心身の状態を平穏に保つように努めます。
 - 一、私たちは、利用者一人ひとりにきめ細かなケアをし、利用者それぞれの生活リズム、傾向性、特技、趣味などを把握しコミュニケーションをとります。
 - 一、私たちは、常に利用者の健康状態に注意し、適時適切な医療がうけられるよう努めます。
 - 一、私たちは、日常生活そのものがリハビリテーションと捉え、食事・入浴・外出など利用者の意思を尊重します。
 - 一、私たちは、常に利用者家族との交流と連絡を持ち、利用者のニーズの把握と苦情に親身になって対応します。
 - 一、私たちは、利用者個人の主体性と自立を支援し、プライバシーを守りながら尊厳のある生活の構築を目指します。
 - 一、私たちは、地域の人たちとの交流の機会を持つよう積極的に取り組み、地域の中で信頼され、ふれあいのできる施設を目指します。
 - 一、私たちは、この事業の社会的責任を認識し、介護サービスに携わる者としての研鑽に努めるとともに、健全な運営によってサービスの継続性を確保するよう努力します。

4 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷地		6,493.62㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造1階建て
	延べ床面積	409.5㎡
	利用定員	9名

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積
食 堂	1 室	64.2㎡
台 所	1 室	9.7㎡
浴 室	1 室	3.3㎡
便 所	3室	6.4㎡×2 2.1㎡×1
居 室	9室	12.2㎡×7 11.8㎡×2
談話室	1 室	14.2㎡
洗濯室	1 室	4.8㎡

5 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	常勤		保有資格
		専従	兼務	
管理者	1	1		介護支援専門員・介護福祉士
計画作成担当者	2		2	介護支援専門員・介護福祉士
介護職員	10	8	2	介護福祉士等

6 職員の職務内容

従業者の職種	職務内容
管理者	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
計画作成担当者	認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を行う。
介護職員	日常生活全般の援助、家事援助、身体介護を行う。

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者 計画作成担当者	8：30～17：30
介護職員	早番 7：00～16：00 日勤 8：30～17：30 遅番 10：30～19：30 夜勤 17：00～ 9：00
日勤帯は原則として職員1名あたり入居者3名のお世話をします。 夜間帯は、原則として職員1名あたり入居者9名のお世話をします。	

8 営業日

年中無休

9 利用料

利用料金は、契約者の「要介護度」に基づき下記の料金表の通り決定されております。

① 介護保険の適用となる1日あたりの料金

要介護度	認知症対応型 共同生活介護費（Ⅰ）	短期利用認知症対応型 共同生活介護費（Ⅰ）
要介護1	765 円	793 円
要介護2	801 円	829 円
要介護3	824 円	854 円
要介護4	841 円	870 円
要介護5	859 円	887 円
初期加算 （入居した日から起算して 30日までの期間）	1日 30 円	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日 3 円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日 22 円	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） （6月に1回）	1回 20 円	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月 200 円	
若年性認知症利用者体制加算	1日 120 円	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月 10 円	
科学的介護推進体制加算	1月 40 円 （身体の基本的な情報を厚生労働省へ提出し、必要な情報を 活用しながら、サービス計画を見直す）	
入退院支援加算（1月に6日）	1日 246 円	
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数×10%/日	
退去時情報加算	1回 250 円 病院入院で退去した際の生活支援所の情報提供	
高齢者施設等 感染対策向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）1月 10 円 ・ （Ⅱ）1月 5 円	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（□）	所定単位数 × 228/1,000	

注）契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます「償還払い」。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。

注）介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、契約者の負担額を変更いたします。

② 介護保険の適用にならない料金

家賃	1日 1,100円
食材料費 (消費税含む)	1日 1,150円 (内訳) 朝食 350円 昼食 350円 夕食 450円
水道光熱・共益費 (消費税含む)	1日 550円
その他	理美容代、おむつ代については実費負担。

10 利用料のお支払い方法

利用料の支払いについては、下記のとおりとなります。

当月分を月末で締め、翌月10日までに契約者へ請求書をお届けいたしますので、同月20日までに現金、もしくは銀行口座振込にてお支払い下さい。

【口座振込みの場合】秋田銀行 大湯支店 普通預金 口座番号 257152

医療法人楽山会温泉保養館おおゆ

理事長 小笠原 真澄

11 サービス内容

【食事】栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮し、職員・入居者が共同で調理・盛りつけを行い、家庭的な雰囲気ですべての食事を摂っていただきます。

【入浴】利用者の希望や体調に配慮し、週数回の入浴又は清拭を行います。

【排泄】利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

【着替え等】寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行えるよう援助します。

【健康管理】利用者の状況に適した日常動作訓練を行い生活機能維持、改善に努めます。

緊急等必要な場合には主治医、又は協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。

【相談・援助】利用者及びその家族からいかなるご相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

12 協力医療機関

医療機関の名称	大湯リハビリ温泉病院
院長名	小笠原 真澄
所在地	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱16番地2
電話番号	0186-37-3511
診療科	内科・神経内科・リハビリテーション科・整形外科
入院設備	有
救急指定の有無	無
契約の概要	当施設と大湯リハビリ温泉病院とは、入居者に病状の急変があった場合責任を持って対応いたします。

医療機関の名称	なら歯科医院
院長名	奈良 仁文
所在地	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯13番地9
電話番号	0186-22-7337

13 地域との連携

- 1 認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないものとします。
- 2 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとします。
- 3 事業者は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないものとします。
- 4 事業者は、その事業の運営にあたっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならないものとします。

14 身体拘束について

認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、当該利用者またはほかの利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

15 高齢者虐待の禁止

事業所の従事者は、当該利用者または他の利用者等に対して、下記の行為を行いません。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

16 非常災害の対策

災害時の対応	役割分担などを定めた避難訓練等を通じ、入居者、職員が災害時において迅速的確な対応を図ることとします。	
平常時の訓練等	各人の役割分担などを定め、年2回以上の昼間及び夜間を想定した避難訓練を、入居者の方の参加並びに消防署等の協力を得て実施します。	
防災設備	設備の名称	
	スプリンクラー	防火扉・シャッター
	非常階段	室内消火栓
	自動火災報知器	非常通報装置
	誘導灯	ガス漏れ報知器
	非常用電源（自家発電）	
	カーテン、ブラインド等防火性のあるものを使用しております。	
防災計画等	消防署への届け出済 防災管理者届出済	

17 守秘義務

- 1 事業所の従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 事業所は、事業所の従事者が退職後、就業中に業務上知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように配慮します。
- 3 事業所の従事者は、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族から予め同意を得ない限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。

18 個人情報保護について

当施設は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理しております。下記については利用者または、その家族から同意を得て行います。

- (1) 利用者の氏名の呼び出しや居室における氏名の掲示をします。事故防止・安全確保のためには、呼名および氏名の掲示が望ましいため。
- (2) 電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答をします。
- (3) 施設広報等において行事等の利用者の写真掲載や施設内にその写真の掲示を行うことがあります。

※上記について望まない場合は、申し出下さい。また、一度出された希望を、いつでも変更することが可能です。

19 事故発生時の対応

- 1 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

20 苦情処理体制

- 1 利用者からの相談・苦情をお受けするために、常設の窓口を設置し担当者を配置しております。また担当者が不在の場合は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に確実に引継ぎをいたします。

【苦情受付窓口】

担当者 田村 正人（管理者）
電話 0186-30-4605
対応時間 8:30~17:30

相談・苦情の申し立ては、次の機関でも受け付けております。

①介護保険サービスに関する苦情相談窓口

鹿角市福祉事務所介護保険担当
所在地 鹿角市花輪字下花輪50番地
電話 0186-30-0237

②介護保険サービスに関する苦情相談窓口

国民健康保険団体連合会介護保険課
所在地 秋田市山王4丁目2番3号
電話 018-883-1550

③福祉サービスに関する苦情相談窓口

秋田県福祉サービス相談支援センター（秋田県運営適正化委員会）
所在地 秋田市旭北栄町1番5号
電話 018-864-2726

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情の申し出があった場合には、直ちに担当者が相手方に連絡をとり、直接出向いて詳しい事情を聞きます。
- (2) 担当者が必要であると判断した場合は、検討会議を行います。
- (3) 検討の結果、必ず翌日までは具体的な対応（利用者への謝罪及び改善事項等の説明）を行います。
- (4) 苦情の内容及び処理について記録・保管し、再発防止に役立てます。

3 その他

- (1) 苦情に対しては、誠意をつくして話し合いに臨み、円滑な解決を図ります。
- (2) 利用者の声に耳を傾け、常にサービス内容の検討を行います。
- (3) 他のサービス事業者との連絡を密にし、苦情に対しては迅速に対応いたします。

2 1 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（午前九時から午後５時まで）を厳守し、職員に必ずその都度面会票にて届け出てください。
外泊・外出	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を担当職員に申し出てください。
医療機関への受診	自由選択
居室・設備・器具の利用	施設内の居室設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は他の入居者の迷惑になる場合はご遠慮願います。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる場合はご遠慮願います。又むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	本人、又は家族
現金等の管理	本人、又は家族
宗教活動・政治活動	施設内での入居者に対する宗教活動及び政治活動は、ご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

私は、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯9番地3
名 称 医療法人楽山会グループホーム温泉保養館おおゆ

説明者 所属 _____

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項説明書の説明を受け、同意し、本書を受領しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者 私は、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との続柄 _____

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第9条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです